企画展示のご案内

令和５年７月１日～令和６年６月 29 日まで、**「議会政治の軌跡」**と題して、帝国議会開設後から政党政治の終焉までの経過を４期に分けて、展示しています。

「議会政治の軌跡ー（３期）デモクラシーの行方ー」
令和６年　１月　５日（金）から
３月 30 日（土）まで

大正政変後から第二次山本権兵衛内閣瓦解に至る時代の動きを関係資料で紹介しています。

わが国初の本格的政党内閣を率いた原敬の肖像画、高まる普通選挙権獲得運動の様子を描いた咢堂十二景の一つ「普選演説」などを展示しています。

展示期間終了が近づいておりますので、是非、お越しください。

「原敬肖像画」上野広一画

「議会政治の軌跡ー（４期）憲政の常道ー」
令和６年　４月　１日（月）から
６月 29 日（土）まで

４月１日からは、加藤高明内閣の成立から五・一五事件により犬養内閣が倒れるまでの昭和前期の議会政治の軌跡を関係資料で紹介します。

「護憲三派内閣」の写真、濱口雄幸及び犬養毅の肖像画などを展示する予定です。また今回もフォーカス展示として、当時活躍した人物、出来事などに焦点を当て、月替わりで紹介します。

「護憲三派内閣」

もう一つの議会史～国会職員オーラルヒストリー～Ⅳ
氏原　建吾さん（その１）

憲政記念館では、衆議院事務局の元職員へのインタビューを実施し、個々人の体験の中にある「議会史」に焦点をあてる「もう一つの議会史～国会職員オーラルヒストリー～」の連載を第 20 号から開始しています。
今号から４回にわたり、衆議院事務局に入り、警務部で活躍された氏原建吾さんをご紹介します。

＜氏原建吾＞（うじはら・けんご）

昭和 23 年１月
　千葉県生まれ
昭和 41 年４月
　衆議院入局
昭和 55 年７月
　衛視班長
昭和 62 年７月
　衛視係長班長
平成元年７月
　衛視副長
平成 12 年４月
　衛視長
平成 15 年１月
　警務部警備主幹
平成 16 年　１月　警務部防災課長
平成 16 年　７月　警務部警備課長
平成 18 年 10 月　警務部警務課長
平成 19 年　７月　警務部副部長
　警務課長事務取扱
　調整課長事務取扱
平成 20 年 ３月　退職

【入局時代の記憶に残る事件】

―― 昭和 41 年に衆議院事務局に入局され衆議院衛視になられます。昭和 40 年代のことで記憶に残ることは。

○氏原氏　それは、爆竹事件あるいは国会爆竹事件と呼ばれているものです。昭和 46 年 10 月 19 日（第 67 回国会）、佐藤栄作総理大臣の所信表明演説中、沖縄青年同盟の３名が衆議院本会議場の傍聴席で爆竹を鳴らし、ビラをまき、大声で「沖縄返還反対」と叫んだ事件です。３名は衛視によって威力業務妨害罪で現行犯逮捕されました。私が衆議院衛視になって５年目のことでした。衛視の職務は、議長の指揮の下で、議院内部の秩序を保持し、議院警察の執行に当たること。そうした職務にもようやく慣れてきた時期でした。国政の中心的地位を占める国会の秩序が爆竹事件などで乱されたことは、議会史上かつてない事態であり、衝撃を感じました。

―― 衛視としての昭和 40 年代は、憲政史を知る上でも重要ですね。

○氏原氏　そのとおりです。昭和 40 年代という激動の時代は、憲政史の深層を探る上でも重要です。戦後 20 年の節目に加え、ベトナム戦争反対で平和運動が盛り上がった時代でした。例えば「国際反戦デー」は、毎年 10 月 21 日に繰り返されたデモ。昭和 44 年、学生たちの火炎瓶による無差別ゲリラ戦術によって、新宿駅、首相官邸、自民党本部などが攻撃の対象とされたのです。また、昭和 43 年から昭和 44 年にかけて続いた東京大学における大学紛争などが激化した歴史的事実もあります。

このように社会が物情騒然とする中で、昭和 44 年５月（第 61 回国会）、大学紛争の鎮静化を目的とした「大学の運営に関する臨時措置法案」が国会に提出され、野党の強い抵抗に遭うものの８月３日に成立したのです。

――　「大学の運営に関する臨時措置法案」の審議を今、どう振り返りますか。

○氏原氏　当時、駆け出しの衛視。初めての徹夜審議（徹夜国会）で、さすがに体力的・精神的な限界を感じました。長時間の審議となった背景には、本会議の進行が、動議が繰り返し提出され記名投票によって採決されたことがあります。警務部衛視にとって最も難しいのが、この記名投票による採決時の議場内勤務、すなわち「議場閉鎖」の場面です。

「大学の運営に関する臨時措置法案」の議案は、昭和 44 年６月 24 日（第 61 回国会）に本会議趣旨説明がなされ、文教委員会に付託されました。その議案を上程する本会議は、同年７月 29 日、この 29 日の審議を振り返ってみます。

午前零時 19 分に開会され、まず「文部大臣坂田道太君不信任決議案」について質疑終局の動議が記名投票による採決に付されました。20 分間の休憩を挟んで午前２時 34 分に再開。そして、発言時間制限と討論終局の動議が記名投票によって採決。そこで松田竹千代議長は、午前９時までの休憩を宣告し、午前９時 13 分に再開するも、何本もの動議が繰り返されたのです。結局、「大学の運営に関する臨時措置法案」が委員長報告のとおり可決されたのは、午後７時 40 分頃でした。

その後もなお本会議は続きます。今度は「佐藤栄作内閣不信任決議案」が提出され、討論が終局。深夜に及んだため、ともかくも松田議長は、翌 30 日へ議事を継続することにし、延会を宣告したのです。

【爆竹事件】

――　冒頭で触れた昭和 46 年の爆竹事件。この背景にあったものとは。

○氏原氏　沖縄返還が、沖縄の人々の望んでいた形に進行していなかったように思えます。すなわち、その背景には、いわゆる非核三原則というのがあって、特に「持ち込ませず」についての疑問が顕在化していたのです。そして、昭和 46 年 11 月 24 日（第 67 回国会）、沖縄返還協定に関連する衆議院本会議で、「政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさずの非核三原則を遵守するとともに」「返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきである」と決議したのでした。

――　警備課長になった後、爆竹事件を教訓として、警務部所蔵資料を分析されました。なぜ資料分析され、そして何が浮かび上がりましたか。

○氏原氏　かつての警務部員が危機に際して、いかに対処し、どう判断したのか。爆竹事件は、単なる秩序違反事件とは質的に異なり、根本的な問題を投げかけているように思えたのです。分析結果から、「法の世界」と「現実の世界」にギャップのあることが明らかになりました。

その理由として、次の２点を挙げることができます。

第１は、衛視が現行犯人を逮捕した後の処置について。

私人が現行犯人を逮捕したときは、「直ちに」これを検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならないことが、刑事訴訟法第 214 条で定められています。ところが爆竹事件では、被疑者を司法警察職員に引き渡すまでに、約２時間 45 分を要しました。なぜなら、衆議院規則第 210 条に、衛視が院内で現行犯人を逮捕したときは、議長の命令を請わなければならないとあるからです。この点、貴重な警務部所蔵資料によると、被疑者

の事情聴取をした後、警務部は、本会議中であったことから、弥富警務部長・知野事務総長を通じ船田中議長に状況だけを報告している。本会議散会後、議長の命令は警察に引き渡せとのことであったので、麹町警察署に引き渡しました。

このように、「現実の世界」は議長が法規先例に基づいて本会議の休憩を宣告するという状況になく、しかも、本会議の所要時間が長かったことが要因となり、被疑者引き渡しに時間を要したのです。

第２は、司法警察員（麹町警察署員）が議場や傍聴席などを捜査する前の段階でのこと。裁判官の検証許可状の発付に時間がかかったのではないかという問題です。

そもそも、国会法第 114 条の議長の行う議長警察権は、議院における紀律の保持を目的とするもの。犯罪の捜査を目的とする司法警察権は議長警察権に含まれていない。その一方で、捜査機関は議場や傍聴席などを認識するため「検証」を行う必要がありました。検証という強制処分を行うために刑事訴訟法第 218 条は、原則として裁判官が発付する「令状」を必要とします。ですから、司法警察員は、当然、裁判官に検証許可状の発付を請求したはずです。しかし、憲法第 58 条第２項の議院自律権が存在するのですから、裁判官は、この議院の自律権に配慮したのではないかと思います。

このように、「現実の世界」は、議院の自律権を尊重するという考え方から、検証許可状の発付も慎重にならざるを得なかった。現実の世の中の事象というものは、立法者が普通に考えるよりはるかに複雑なもののように思えます。

―― 捜査するにあたり、議院の自律権を尊重するという考え方とは、どういうことでしょうか。

○氏原氏　司法警察権よりも議長警察権を優先するという考え方です。そもそも、憲法第 58 条第２項の議院の自律権とは、一般に、各議院が行政権、司法権及び他院からの干渉を受けることなく、議院内部のことにつき自ら決定する権利を指して用いられる概念です。

議院の自律権と捜査一般の関係については、昭和 31 年６月３日（第 24 回国会）、衆議院法務委員会議録第 42 号によれば、（当時の）政府委員は、次のように答弁しています。「一つの院内自律といいますか、国会自律による院内警察権が優先する、こういうふうに考えております。逮捕以外の捜査一般につきまして、検察、警察の捜査はもとよりできる次第でございますが、国会の自律と申しますか、国会の権威というものを尊重する建前におきまして、私どもといたしましては院側の告発なり何なりを待って捜査をするというのを建前にいたしておる次第でございます」と。

―― 司法警察権側と衆議院側はどうすり合わせたのでしょうか。

○氏原氏　捜査は捜査機関側が行います。「院側の告発なり何なりを待って捜査をする」と言われていますが、衆議院側は一体何に依拠したら良いのか。もちろん、院側から被害届を提出して実況見分（任意捜査）が始まったという軽微な事件はあります。そこで、警務部所蔵資料である爆竹事件の議長決裁「実地検証の取り扱いについて」を見ると、「別添検証許可状により、現場検証を求められたについては、申し出の通り取り扱いをいたしてよろしいか」とあります。つまり、強制処分として行う検証をすること

について、捜査機関側からあらかじめ衆議院議長に許可を求めたことがわかります。一方、衆議院警務部は、この議長の許可（決裁）を取った上で、検証の実施を「承諾する」旨の文書を麹町警察署長宛に発送した。このように警務部の先輩が、捜査機関と向き合って解決したことを酌み取ることができるのです。

――　「検証」の開始に時間を要したということですね。

○氏原氏　そうです。検証を開始するについて時間的な制約はありません。

マスコミはこの爆竹事件をどう伝えたのかを見ると、昭和 46 年 10 月 20 日付朝日新聞は「衆議院本会議場傍聴席で異例の現場検証を行った。国会史上初めてのことだけに、関係者の間の折衝に手間取り、警察の係官もとまどいの表情が強かった。衆院内の警察権は議長にあるため、麹町署は、とくに事前に船田議長に許可を求めました。衆議院側は同議長の同意書を出し、本会議場での検証を許可しました。ところが、麹町署から現場検証の令状を求められた東京地裁側が、場所が場所だけにと慎重に検討したので、検証開始までに意外に手間取り、担当者が国会に入ったのは深夜 11 時過ぎ」と報じたのです。

警務部の事件処理手続の起点は、この爆竹事件にありますが、問い続ける現実問題でもあるのです。

【議院内の秩序】

――　話は変わりますが、警務部衛視にとって議院内の秩序を維持することの難しさをあげるとしたら。

○氏原氏　難しいのは、議員が秩序に違反する行為をしたときです。そもそも、議会に一定の秩序が要求されるのは、多数の議員で構成される議事機関であるからで、議員は当然に規律に従い、議会の秩序を乱さないように努めることになっています。一方、警務部衛視は国会職員として議員の活動あるいは議員を補佐するために存在しているのですから、現実的に考えれば、警務部衛視が議員の違反行為を止める力はありません。そうだとしても、何もできませんと言って済ますことも無理です。このように異なる立場があり、制度として国会法や衆議院規則に秩序に関するルールがあるとしても、運営上の難しさが出るのは当然のことのように思います。例えば、私が防災課長のとき。平成 16 年６月４日（第 159 回国会）、衆議院分館３階にある第 16 委員室での厚生労働委員会の開会をめぐり、野党議員 10 名が、傍聴人エレベーターを停止し、さらに委員室入口の扉などに多数のビラを貼った。こうした院内の秩序違反に対して、議長は速やかにこれを排除し秩序の回復に努めなければならない。院内秩序を維持する上で、この状況を放置することはできないのです。そこで私は、議員に対しビラを剥がし元の状態に回復するよう言葉を選びながら説得を繰り返しました。が、議員との溝は埋まらなかった。ただ、傍聴人エレベーターについては、国民の知る権利が憲法第 21 条によって保障されると解されていることに触れ、ぎりぎりの説明をしたことで決着。すなわち、エレベーターを停止させる行為は、傍聴人（国民）の知る権利を侵すおそれがあったのです。

その後、議院運営委員会理事会散会後警察小委員長らが元の状態に戻すよう説得したことで事態が動きました。

（以下、その２に続く）

衆議院憲政記念館の案内映像公開のお知らせ

現在、2029 年（令和 11）春の開館を目指し、衆議院憲政記念館敷地を含む国会前庭（北地区）に、新たな憲政記念館と国立公文書館との合築施設を建設する工事が進められております。

新たな憲政記念館では、来館者の皆さまに多角的な情報発信を行うと同時に、憲政を直感・体感・実感いただくようなプログラムの提供等も行う「衆議院ビジターセンター」としての活動を強化いたします。

このような新憲政記念館の構想と、現憲政記念館（国会参観バス駐車場北側にて 2022 年（令和４）６月より開館。）での展示や体験学習等を、映像によってわかりやすくご紹介する目的で「衆議院憲政記念館のご案内（令和６年３月）」を制作しました。

同紹介映像は、本年４月より衆議院参観者ホールにて公開いたします。Youtube 衆議院事務局チャンネルにも掲載予定ですので、ご覧ください。

館内・庭園散歩

憲政記念館に隣接する国会前庭に、桜の季節が到来しました。早咲きの河津桜は、今年は既に開花しましたが、染井吉野や遅咲きの八重桜等、２月中旬から４月中旬にかけて様々な桜を楽しむことができます。また、ハナミズキなどもご覧になれます。

桜（染井吉野）

ハナミズキ

前庭（北地区）の一部は新憲政記念館と新公文書館との合築施設建設工事のため、現在立入れない箇所がありますが、近隣には千鳥ヶ淵や北の丸公園など桜の名所もありますので、憲政記念館にお立ち寄りの際には、桜散策を楽しまれてはいかがでしょうか。

【発　行　人】　佐々木 利 明　　【印刷・発行】　衆議院事務局　憲政記念館
【編集責任者】　東 山　哲 道　　〒100-0014　東京都千代田区永田町 1-8-1
TEL：03-3581-1651

本紙について、私的利用・引用等著作権法で認められた行為を除き、無断で改変・転載・複製を行うことはできません。引用される場合には出所を明示し、また、転載等を行う場合にはあらかじめ当館へご連絡ください。